

税の申告は正しくお早めに

信濃中野税務署
 税務課 市民税係
 ☎0269-3151
 ☎3111 内線161・162

【市・県民税の申告】

平成29年中（1月1日～12月31日）の所得について3月15日までに市へ申告してください。

市・県民税の申告が必要な方

- ①平成30年1月1日現在で飯山市に住所がある方、居住している方
- ②飯山市内に事務所、事業所、家屋敷がある方
- ③国民健康保険に加入されている方

●市では申告が必要と思われる方へ1月下旬に申告書類を発送します。届かなかった方も、該当と思われる方は申告をお願いします。

※申告の必要がない方

次の方は申告の必要はありません。

- ▽税務署へ所得税確定申告書を提出する方
- ▽収入が1カ所からの給与または公的年金等だけで、支払者から市役所へ「給与支払報告書」等が提出されている方

※2カ所以上から給与や年金をもらっている方や「給与支払報告書」が提出され

ていない方、各控除を受けようとする方は申告が必要です。

▽収入が全くなく、市内に住所がある方の扶養親族になつて居る方

【所得税の申告】

所得税の確定申告は、昨年一年間の所得と税額を自分で計算して、申告・納付する手続きです。

2月16日から3月15日までの間に、信濃中野税務署へ申告してください。申告期限間近はたいへん混雑します。ので、お早めをお願いします。

【申告相談について】

税務課では、2月16日から3月14日の間、市内各地区で申告相談を行います。（地区ごとの期日は下表参照）
 なお、相談内容によっては税務署での申告が必要となる場合があります。

●持ち物

- ①前年中の所得がわかるもの（源泉徴収票、営業や農業、不動産所得の収支内訳書など）
- ②生命保険、地震保険、国民年金保険料等の

払い込み証明書類③印かん
 ④本人確認書類（個人番号カード、または通知カード＋運転免許証・健康保険証など）

※青色申告者、贈与税関係等は、税務署で申告してください。

◆確定申告書は自宅で作成できます

ご自宅等で確定申告書を作成する場合は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくか夜間や休日など、ご都合の良い時間に作成することができます。また、作成した確定申告書は、税務署へ郵送等でご提出いただけます。なお、農業所得や営業所得の収支内訳書（償却資産の計算含む）も作成できます。

※期間中は市役所窓口で申告相談はできません。（提出のみです）
 申告相談は、各相談会場
 でお願います。

申告相談の日程

受付時間 午前9時から11時30分まで、午後1時から3時までです。
 （柳原地区は午後4時まで、富倉地区は午前のみ）

	月日	対象地区	会場
秋津	2/16(金)	上組、中山根、伍位野、茂右工門新田、深沢、飯駒、荒船	秋津地区 活性化センター
	2/19(月)	大久保、中町、中町北部、北畑、秋津中央、南善寺	活性化センター
木島	2/20(火)	山岸、其綿、吉、上新田、野坂田	木島地区 活性化センター
	2/21(水)	安田、坂井、下木島、天神堂	活性化センター
瑞穂	2/22(木)	戸那子、中組、富田、福島、関沢	瑞穂地区 活性化センター
	2/23(金)	神戸、小菅、針田、笹沢、柏尾、北原	活性化センター
常盤	2/26(月)	大池、上水沢、下水沢、大塚、小泉、戸狩、戸狩新田、上野	常盤地区 活性化センター
	2/27(火)	大倉崎、柳新田、戸隠、小沼	活性化センター
柳原	2/28(水)	柳原地区全域	柳原地区 活性化センター
外様	3/2(金)	外様地区全域	外様地区 活性化センター
太田	3/5(月)	小境、柳沢、五束、堀之内、北条、五荷、瀬木、三郷	太田地区 活性化センター
	3/6(火)	蕨野、曾根、今井、大深	活性化センター
岡山	3/7(水)	岡山地区全域	岡山地区 活性化センター
富倉	3/8(木)	富倉地区全域	富倉地区 活性化センター
飯山	3/9(金)	県町、新町、上町、栄町、鉄砲町、奈良沢、上倉、肴町	飯山市公民館
	3/12(月)	本町、福寿町、田町、北町、愛宕町、神明町、市ノ口、有尾、西山、曙町、分道、金山、斑尾、南新町、松倉	
全区	3/13(火)	市内全域	飯山市公民館
	3/14(水)		

申告の相談時間短縮のため事前準備をお願いします

【農業所得、不動産所得、営業所得の申告】

必要経費の項目ごとに領収書をまとめ、収支内訳書を作成しておいてください。必要経費の項目がわからない方は、国税庁ホームページをご覧になるか、信濃中野税務署または市役所税務課までお問い合わせください。

【医療費控除を受けられる方】

申告には、誰がどの医療機関でいくら支払ったかの記入が必要ですので、控除対象となる領収書は次のように整理してください。また、入院などで生命保険や健康保険から給付を受けた場合は、金額の確認をお願いします。

①個人ごとに分ける ②医療機関ごとに分ける ③それぞれ分けたものの合計金額を計算する

※今年の申告から領収書の提出に代わり「医療費控除の明細書」の作成が必要となりました。

医療保険者からの医療費通知（医療費のお知らせなど）を添付すると明細書の作成が省略できるとされましたが、医療保険者によっては使用できない医療費通知もありますので、領収書をご持参ください。

申告相談の電話自動予約について

2月2日(金) 午前10時より
電話自動予約受付を開始します

予約専用 ☎ 62-6171

電話自動予約システム

- 2月2日の午前10時から申告相談の受付が電話予約できます(24時間)。各相談日の前日の午後3時まで受け付けています。(IP電話からの予約不可)
- 相談日が月曜の場合は、前週の金曜日の午後3時までとなります。
- 利用方法は右記のとおりです。「市県民税申告の手引き」にも記載してあります。
- 3月13日、14日の予約はできません。

電話音声メッセージ	押す(ダイヤルする)番号
① 「こちらは、飯山市税務相談自動電話予約です。最初に[☒](星印)と[☉](ゼロ)を続けて押してください」	発信音の後に、あなたの電話機の [☒] またはトーンボタン、続けて[☉]を押してください。(②へ進めない方は携帯電話でおかけ直してください)
② 「予約は[①]、取り消しは[③]、確認は[⑤]を押してください」	予約は[①]を押す (予約を取り消すとき[③]、予約を確認するとき[⑤])
③ 「あなたの自宅の固定電話番号を押してください」	あなたの自宅の電話番号を押します (62局0000番なら[6][2][0][0][0][0]と押します) 携帯電話の場合は下6けたの番号をダイヤル 090-**12-3456は[1][2][3][4][5][6]とダイヤル
④ 「あなたの電話番号は[6][2][0][0][0][0]ですね。よろしければ[①]、間違っている場合は[③]を押してください」	番号が正しいときは[①]を押します ([③]を押すと、もう一度④に戻ります)
⑤ 「予約希望の月日を押してください」	4けたで押します (2月27日なら[0][2][2][7]と押します)
⑥ 「予約希望時間を押してください」 (予約時間は午前9時から午後3時まで、30分単位で受け付けます)	24時間形式、4けたで押します (午前9時の場合は[0][9][0][0]と押し、午後2時30分の場合は[1][4][3][0]と押します)
⑦ 「予約は、○月○日○時○分になります。よろしければ[①]、時間が不都合なら[③]、希望日を変えたいときは[⑤]を押してください」 (希望時間が予約でいっぱいときは、別の希望時間を押してください)	予約日時がよければ[①]を押します (時間を変えたいとき: [③] (⑥に戻ります)) (日を変えたいとき: [⑤] (⑤に戻ります))
⑧ 「当日多少お待ちいただくこともあります。あらかじめご了承ください。ありがとうございました。これで受付を終わります」	最後まで聞いてから受話器を置いてください (これで予約完了です。当日は、予約時間までに相談会場へお越しください)

- 日 時 2月22日(木)
9時30分～12時、13時～15時
- 場 所 市役所4階
- ※事前の予約はできません。
- ※市民税の申告の方は、市の相談日をお願いします。
- ※譲渡所得(公共事業の買取)

※1日にお受けできる人数は20名程度です。
※お待ちいただく場合がありますので時間余裕をもっておかけください。

税理士による所得税の確定申告相談

- ① 年金受給者で確定申告が必要な方
 - 【相談日】 2月7日(水)
 - 【受付時間】 9時30分～16時
 - 【相談対象】
- ② 給与所得者で医療費控除を受けようとする方
 - 【場 所】 各税理士事務所
 - 猪瀬康夫(秋津 ☎ 63 2 0 7 6)
 - 春日章吉(飯山 ☎ 62 2 3 3 5)
 - 中澤茂樹(木島 ☎ 62 2 3 6 1)
 - 中澤英樹(木島 ☎ 62 2 3 6 1)
 - 樋口一男(秋津 ☎ 63 3 9 2 1)
- ③ 年の途中で退職された方

給与所得者・年金受給者に対する税務相談

- 【その他】
- 【時間】(受付8時30分～) 9時～17時
- 【期間】(土日祝日を除く) 2月16日(金)～3月15日(木)
- 【会場】 信濃中野税務署 2階
- 申告書の作成には時間を要しますので、16時頃までにお越しください。なお、相談内容が複雑な場合は15時頃までにお越しください。相談が17時を過ぎる場合には再度お越しいただく場合があります。
- 会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合や受付を早めに締め切る場合があります。

所得税・個人消費税込・贈与税の申告相談

信濃中野税務署では、所得税・個人消費税込・贈与税の確定申告相談を行います。

社会保障・税番号（マイナンバー）制度

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号（マイナンバー）制度が導入され、市・県民税申告書の提出の際には、



マイナンバー（12桁）の記載が必要です
本人確認書類の提示または写しの添付が必要です

【本人確認（番号確認及び身元確認）を行うときに使用する書類の例】

例1
個人番号カード（番号確認と身元確認）

例2
通知カード（番号確認）

⊕ 運転免許証、健康保険証など（身元確認）

※控除対象配偶者及び扶養親族の方の本人確認書類の提示または写しの提出は不要です。

■申告相談会場で申告をする場合

→本人確認書類を提示ください。（本人確認書類をお持ちいただくか、事前にコピーをご用意ください。）

■郵送または税務課窓口で申告書を提出する場合

→本人確認書類の写しの添付が必要です。申告書に本人確認書類のコピーを添付して提出してください。

医療行為に当たる介護サービス利用料は医療費控除対象
本人や生計を同一にする方がその年に支払った医療行為に当たる介護サービスの利用料がある場合は、医療費控除の対象になります。
ほかに6カ月以上寝たきり状態であり、治療上おむつの使用が必要なおむつ代が医療費控除の対象となります。確定申告では、医療機関発行のおむつ使用証明書と必要期間中に支出したおむつ代の領収書が必要となります。（2年目以降は、おむつ使用証明書のかわりに市発行の「主治医意見書内容確認書」でも証明可能）詳しくは税務課にお問い合わせいただくか申告相談をご利用ください。

介護保険料は社会保険料控除の対象です
本人や生計を同一にする方の介護保険料を支払った場合は、その全額を所得から差し引くことができます。公的年金から天引きされている方は、本人以外の方から社会保険料控除はできません。

保健福祉課 高齢者介護保険係
☎3111 内線184

介護保険料・利用料の
控除について